

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 21 号	第2種共同漁業	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	加古川市尾上町及び高砂市高砂町地先		高砂漁協 東播磨漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちA、ア、イ、エ及びウを結んだ線、Bとオを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 (除外区域1) 点C、D、カ、キ及びEを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域2) 高砂市東部埋立地護岸から沖合15メートルの点以内の区域 (除外区域3) 点B、ク、G及びCを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 加古川市東播磨港別府西港区西防波堤基部に設置した標識 B 高砂市高砂町向島向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部 C 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)基部 D 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称一文字堤防)北東端 E 高砂市東播磨港高砂本港区西防波堤南西角 F 高砂市高砂町相生町地先高砂東部埋立地護岸南西角 G 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)南東端 ア Aから203度40分100メートルの点 イ アから194度50分950メートルの点 ウ Fから護岸に沿って東へ15メートルの点 エ ウから205度30分700メートルの点 オ Bから84度の線と対岸との交点 カ Dから227度430メートルの点 キ Eから208度30分170メートルの点 ク Bから防波堤(導流堤)に沿って340メートルの点		

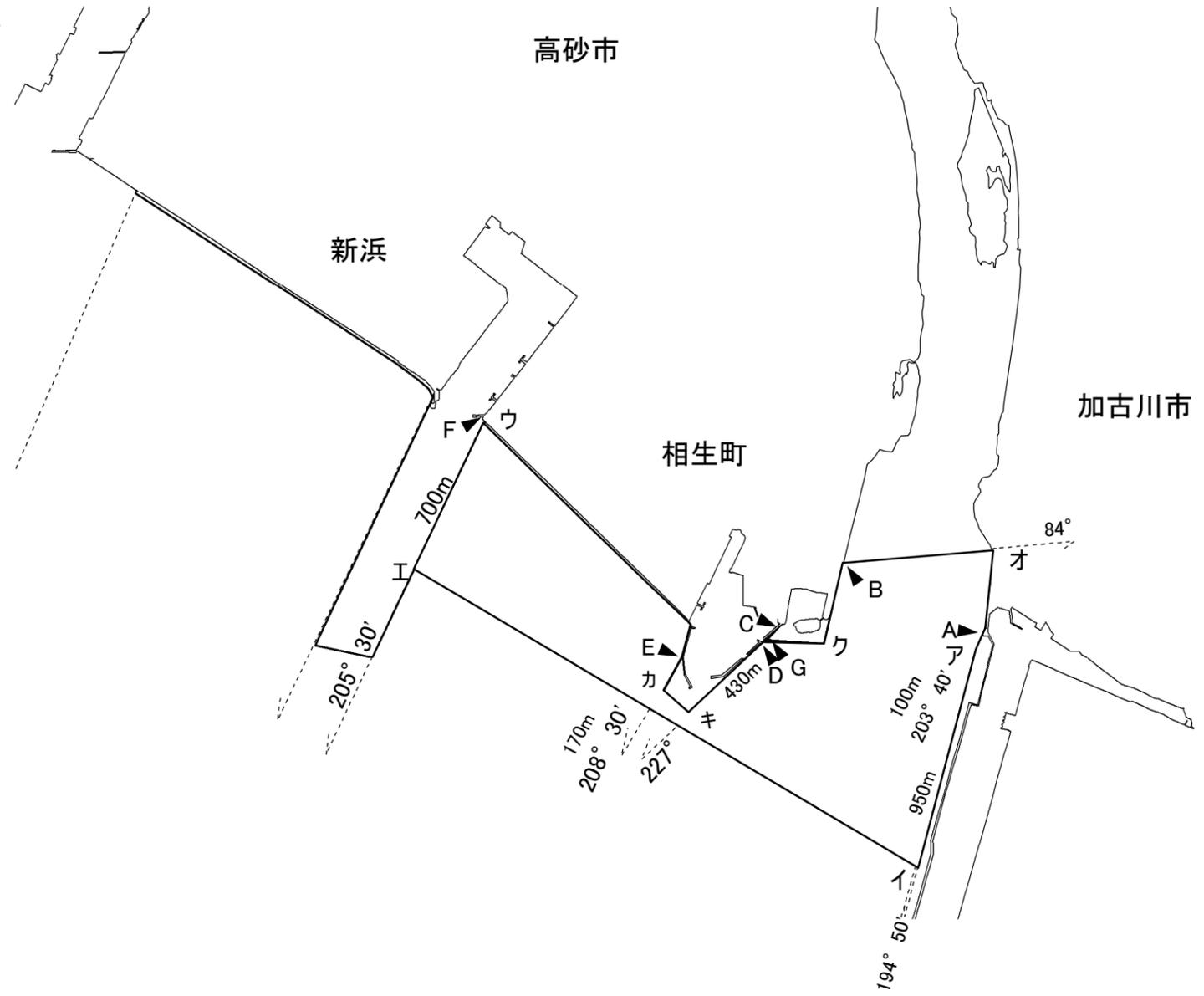
漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許番号 共第21号
 漁場の位置 加古川市尾上町及び高砂市高砂町地先
 漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、エ及びウを結んだ線、Bとオを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。
 ただし、次の各区域を除く。

(除外区域1)
 点C、D、カ、キ及びEを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 (除外区域2)
 高砂市東部埋立地護岸から沖合15メートルの点以内の区域
 (除外区域3)
 点B、ク、G及びCを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 点の位置

- A 加古川市東播磨港別府西港区西防波堤基部に設置した標識
- B 高砂市高砂町向島向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部
- C 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)基部
- D 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称一文字堤防)北東端
- E 高砂市東播磨港高砂本港区西防波堤南西角
- F 高砂市高砂町相生町地先高砂東部埋立地護岸南西角
- G 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)南東端
- ア Aから203度40分100メートルの点
- イ アから194度50分950メートルの点
- ウ Fから護岸に沿って東へ15メートルの点
- エ ウから205度30分700メートルの点
- オ Bから84度の線と対岸との交点
- カ Dから227度430メートルの点
- キ Eから208度30分170メートルの点
- ク Bから防波堤(導流堤)に沿って340メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第21号漁場

